2026年11月2日

株主及び債権者 各位

東京都港区南青山二丁目6番21号
楽天投信投資顧問株式会社
代表取締役社長　東　眞之

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により楽天証券株式会社（乙、住所：東京都港区南青山二丁目6番21号）が営むラップ事業（楽ラップ、楽天証券ラップサービス（IFA標準及びGAIA専用）並びにターゲットイヤーラップから成る事業）に関する権利義務を承継することにいたしましたので（以下「本吸収分割」といいます。）、下記のとおり公告いたします。

本吸収分割の効力発生日は2027年1月1日であり、当社の株主総会の承認決議は、会社法第319条第1項に基づき、議決権を行使することができる株主全員の同意により、2026年10月22日に決議があったものとみなされております。

記

1．会社法第797条第1項の規定に基づき株式買取請求をされる株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。

2．本吸収分割に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。

3．当社（甲）及び楽天証券（乙）の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）電子公告により開示しております。https://www.rakuten-toushin.co.jp
（乙）電子公告により開示しております。http://www.rakuten-sec.co.jp/web/company/disclosure/public_announcement/

以上